個人情報の漏えい等が発生した場合の公表基準について

1 趣旨

企業や行政機関において個人情報の漏えい等が相次ぐなか、県政の透明性の確保及 び適正な業務の推進を図るため、県が保有する個人情報(保有特定個人情報(マイナ ンバーをその内容に含む保有個人情報)を除く。以下「保有個人情報」という。)の 漏えい、滅失及び毀損事案が発生した場合の公表基準を示すもの

2 公表の対象

情報漏えい等が発生した場合には、公表を行うものとする。ただし、次のいずれか に該当するときは公表しないことができるものとする。

- (1) 公表することで個人の生命、身体、財産の安全を侵害するおそれがあると認められる場合
- (2) 公表することで捜査及び裁判に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) 被害者が公表を望まない意思を明確に示した場合
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる事案のほか、非公表とすることに相当の理由があると認められる場合

3 公表の方法

- (1) 次のいずれかに該当する「重大な事案」については、発生の都度、各所属において、個別に公表を行うものとする。なお、アからエまでの事案については、別途、個人情報保護総括課を通じて、国(個人情報保護委員会)への報告を行う必要がある。
 - ア 要配慮個人情報が含まれる事案
 - イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある事案
 - ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある事案
 - エ 保有個人情報に係る本人の数が 100人を超える事案
 - オ 上記アからエまでに掲げる事案のほか、本人の数にかかわらず、事案の内容、 経緯、被害状況等に照らして公表すべきと認められる事案
- (2) (1)以外の事案については、個人情報保護総括課において年2回上半期と下半期に分け、一括して公表する。((1)の事案も再掲するものとする。)

4 公表の内容

事案の概要、経緯、二次被害のおそれの状況、再発防止のための措置及びその他参考となる事項を公表するものとする。